

## 初任者のための廃棄物処理の基礎知識（契約書編）

### ○産業廃棄物処理委託契約の原則

廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、**収集運搬は収集運搬業者と、処分は(中間)処理業者**とそれぞれ法定要件を満たす書面による契約を交わさなければならない。

この契約書が法定要件を満たしていない場合は、委託基準を満たさないため、排出事業者が罪になることがある。

- ・収集運搬の委託契約と処分の委託契約を分けて3者契約で行うことは原則禁止されている。
- ・契約書の保存年限は契約終了の日から5年間。
- ・委託契約書には許可証等の写しを添付しなければならない。
- ・法定要件は施行令及び施行規則で定められているが、収集運搬で10項目、処分で11項目。  
(全国産業廃棄物連合会が示している標準委託契約書(ひな形)や建設6団体が発行している「建設廃棄物処理委託契約書」を使っていれば要件を満たしている。)
- ・契約書に上記の規定項目以外の条項を加えることは、法律に違反しない限り自由であるが、支払いに関する契約履行上のトラブルやマニフェスト記載等で問題となった場合の損害賠償に関する事項や履行されなかった場合の違約金や違約罰の条項を盛り込むことが望ましい。

### \*委託契約書に記載が必要な法定記載事項とは

<共通する記載事項>

- ① 委託する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託契約の有効期間
- ③ 委託者が受託者に支払う料金
- ④ 受託者の事業の範囲
- ⑤ 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
  - ア) 性状および荷姿に関する事項
  - イ) 通常の保管状況のもとでの腐敗、揮発等性状変化の事項
  - ウ) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - エ) 日本工業規格C090号に規定する含有マークが付された廃製品の場合は、含有マーク事項
  - オ) 石綿含有または特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
  - カ) その他取扱いに関する注意事項
- ⑥ 委託契約期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合のその情報の伝達方法に関する事項
- ⑦ 受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項
- ⑧ 契約解除があったとき処理されていない廃棄物の取扱いに関する事項

<運搬委託の特記事項>

- ⑨ 運搬の最終目的地の所在地
- ⑩ 積み替え保管の場合は保管場所の所在地および保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限、ならびに安定型産業廃棄物、他の排出事業者の排出廃棄物との混合の拒否など

## <処分委託の記載事項>

- ⑪ 処理施設の所在地、処分または再生の方法および処理能力
- ⑫ 許可を受けて輸入された廃棄物である時はその旨
- ⑬ 処理後に残渣が発生する場合は最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および処理能力
  - ・ 契約書には印紙税法に基づき、印紙を添付しなければならないが、収集運搬契約書は1号4文書、処分契約は2号文書に該当することとなります。
  - ・ 産業廃棄物の処理委託契約書には原則として7号文書はない。（法定要件を満たさないため）  
仮に7号文書に該当する契約を交わしても、7号文書は継続契約等を前提とした基本契約書に当たるため、別途、廃棄物処理法に合致する委託の契約書が必要となる。

## ○契約書のタイプと注意事項

- ・ 契約書には①有期（一時）契約書②継続取引を前提とする契約書③基本契約書の3タイプがある。
  - ①は通常取引等に使用する契約書で、基本は1回限りのものであり廃棄物処理契約はこれが基本のタイプである。
  - ②は一応契約期間を定めはするものの、期間満了前に解約の申し入れが無い場合は自動的に延長するという、自動更新条項を加えたもの。
  - ③は契約の共通事項のみを定めたものであり、この契約書では廃掃法に定める法定要件のすべてを満たさないため、処理委託に際しては個別の契約書（指示書や注文書等の場合もある）が必要。
- ・ 契約書は当初の内容と変更がある（金額、数量、品目その他）場合も必ず文書で交わさなければならず、保存は当初契約と一緒にする。また、添付書類となっている行政機関からの許可証が契約期間中に満了した場合は、更新後の許可証を新たに添付しなければならない。
- ・ 委託する種類については20種類に当てはめて記載する。<ここにはない言葉は書かないこと>また数量や金額についても必ず記載すること。もし空欄の場合は、行政より記載漏れとの指摘を受けることがあり、法定要件が該当しない場合も「該当なし」などとし、書かないと記載漏れになる。

## ○印紙税

以下、印紙税に関する事項について（抜粋）

**印紙税法は限定列举主義であることから、課税物件表（印紙税額一覧表）に掲げられていない文書には課税されないことになっている。**

契約書とは、標題（契約証書、協定書、請書、念書等 契約書と書かない場合でも）の如何を問わず課税物件表に掲げる内容を満たした場合は契約書とみなされる。

契約書は仮に一方がコピーであっても、「2通作成して甲は本文を、乙はコピーを保有する」と書いた場合は双方に印紙税が付加される。同じコピーでも「1通作成し、甲が保有する」とし、乙がコピーを保有している場合は、単に担当者の控えと考えられるので、コピーは課税文書とはならない。

本来は別々に結ぶ必要ありますが、運搬と処分が同一業者の場合は特例として一枚の契約書記載が認められます。その場合、契約書に運搬と処分の合計額で記載した場合は、その額を処分契約（高い方だと思われます）としての印紙税が課されます。